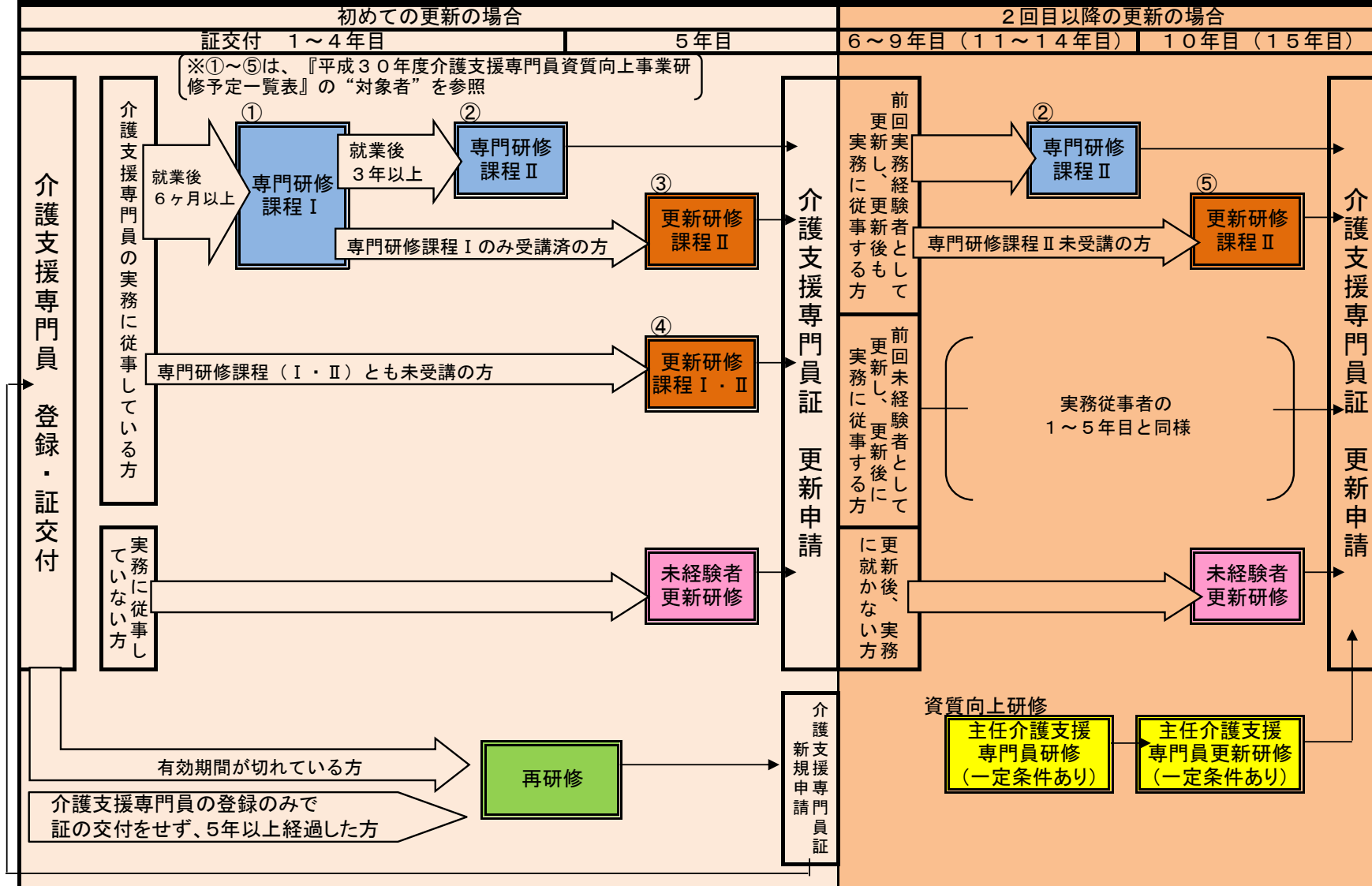


介護支援専門員の研修体系フロー図



※専門研修、更新研修(実務経験者)、更新研修(実務未経験者)、再研修に関しては、徳島県社会福祉協議会(電話:088-654-8383)へお問合せください。

※『更新制度・登録関係』、『資質向上研修(主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修)』に関しては、

徳島県 長寿生きがい課 介護支援担当(電話:088-621-2247)へお問合わせください。

平成30年度介護支援専門員資質向上事業研修予定一覧表

研修内容		対象者	時間数	受講地(原則)	実施主体	開催日	受講料 (別途テキスト代徴収)	受付開始
(1)実務研修		介護支援専門員実務研修受講試験合格者 当面実務に就く予定のない者は、実務に就く時に受講してもよい。 但し、実務研修は1年に1度の開催のため、計画的に受講すること。	87時間以上 (17日間)	当該試験受験 地の都道府県	徳島県社会 福祉協議会	平成30年12月～ 平成31年3月	44,000円	受講試験 合格発表 時
現 任 研 修	(2)専門研修 課程Ⅰ	実務に就いて6ヶ月以上の者	56時間以上 (8日間)	登録都道府県	徳島県社会 福祉協議会	平成30年7月～8 月	28,000円	平成30年5 月下旬
	(3)専門研修 課程Ⅱ	実務に就いて3年以上の者	32時間以上 (4日間)	登録都道府県	徳島県社会 福祉協議会	平成30年8月～9 月	16,000円	平成30年 5月下旬
(4)再研修		①登録後5年以上実務に従事したことがない者 ②実務経験はあるが、その後実務に従事する予定がないとして更新を行わな かった者等で、実務経験後5年を経過する前に再度実務に従事するため介護支援 専門員証の交付を受けようとする者 また、実務研修修了後、相当の期間を経過した者で、受講を希望する者	54時間以上 (13日間)	登録都道府県	徳島県社会 福祉協議会	平成30年12月～ 平成31年3月	27,000円	平成30年 10月中旬
(5)更新研修		次の①又は②に該当し、介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する者 ①介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに実務 に従事したことがない者(実務未経験者) ②-1有効期間内に実務に従事している(いた)者で介護支援専門員証を初めて 更新する者(実務経験者) ②-2更新後の有効期間内に実務に従事している(いた)者で介護支援専門員証 の更新2回目の者	①54時間以上 (13日間) ②-1 88時間 以上(12日間) ②-2 32時間 以上(4日間)	登録都道府県	徳島県社会 福祉協議会	①平成30年12月 ～平成31年3月 ②-1 平成30年7 月～9月 ②-2 平成30年8 月～9月	①27,000円 ②-1 44,000円 ②-2 16,000円	①平成30 年10月中 旬 ②-1 平成30年5 月下旬 ②-2 平成30年5 月下旬
(6)主任介護支援 専門員研修		介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員とする。 具体的には、主任介護支援専門員としての役割を果たすことができる者を養成 する観点から、居宅サービス計画書等を提出させることにより、研修実施機関 において内容を確認し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践で できていると認められる者のうち、以下の①から④のいずれかに該当し、かつ「 専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ」又は、「更新研修(実務経験者)」を修了 した者であって、主任介護支援専門員研修受講者選考委員会が受講を決定した 者とする。 ① 専任(常勤専従)の介護支援専門員として従事した期間が通算して60ヶ月 以上である者(ただし、居宅介護支援事業所の常勤の管理者との兼務のみ期間と して算定可。) ② ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は認定ケアマネジャー であって、専任(常勤専従)の介護支援専門員として従事した期間が通算して3 6ヶ月以上である者(ただし、居宅介護支援事業所の常勤の管理者との兼務のみ 期間として算定可。) ③ 介護保険法施行規則第140条の66第1号のイの(3)に規定する主任 介護支援専門員に準ずる者*として、現に地域包括支援センターに配置されてい る者 ④ 介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、次の要 件のいずれかに該当する者 ア 介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上であって、徳島県が実 施する介護支援専門員資質向上事業の研修講師を継続して務めている者 イ 介護支援専門員の資格を有する者で、市町村が設置する介護保険関係の相 談窓口において、地域の介護支援専門員からの相談・支援等の業務に60ヶ月 以上従事した経験があり市町村長が特に推薦する者	70時間以上 (12日間)	登録都道府県	徳島県介護 支援専門員 協会	平成30年8月～ 10月	35,000円	平成30年6 月

(7)主任介護支援専門員更新研修	<p>事前に提出された指導事例の指導経過等を、研修実施機関において内容を確認し、主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有すると認められる者のうち、以下の①～⑥までのいずれかに該当する者であって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者とする。</p> <p>①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者。 ②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に、平成28年度以降、毎年4回以上参加した者 ③平成29年度徳島県介護支援専門員実務研修の「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」を受講する実習生の指導を主担当した実習指導者 ④日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者 ⑤日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー ⑥主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者。</p>	46時間以上 (8日間)	登録都道府県	徳島県介護支援専門員協会	平成30年6月～7月	23,000円	平成30年4月
------------------	---	-----------------	--------	--------------	------------	---------	---------

※状況により、内容が変更になることがあります。詳細は、各研修の開催要綱等を御確認ください。

(1)～(5)の研修に関する日程・申込み等に関しては、徳島県社会福祉協議会（電話088-654-8383）へお問合せください。

(5)更新研修：(2)(3)を受講すると(5)②を受講したこととする。

実務経験者は、介護支援専門員を必置とする事業所及び介護保険施設等でのサービス計画の作成者及び指定居宅介護支援事業所の管理者（兼務を含む）として従事した者をいう。

経験期間は、サービス計画の作成等に従事していれば経験の多寡は問わない。

(6)※「主任介護支援専門員に準ずる者」については、国が定めています。

(6)(7)の研修に関する日程・申込み等に関しては、徳島県 長寿いきがい課 地域包括ケア推進担当（電話088-621-2213）へお問い合わせください。